

## 日本活断層学会学術大会開催等における緊急時対応

自然災害その他の緊急事態により、会場施設の使用および会場への移動が困難と判断されたとき、または施設管理者の規程・判断により施設の利用ができないとき、行事の中止または変更を決定し、参加予定者に連絡する。

### 1. 中止の判断基準

#### (1) 災害等が発生した場合および発生の恐れがある場合

地震等の災害や大規模な事故等により、会場および周辺に被害が発生し、行事の開催が困難な場合は中止とする。また気象庁による特別警報や警報等が発令され、行事日程中に会場および周辺に被害が発生する可能性が高いこと、もしくは参加者の会場への移動が困難なことが明らかになった場合は中止とする。

#### (2) 緊急事態における施設利用の規程等がある場合※

自然災害や大規模な事故発生等の緊急事態において、施設管理者が施設の利用について執るべき措置を定めている場合は、それに従う。

### 2. 中止した行事の代替実施

中止した行事は予定期間中に変更実施可能な場合を除き、原則として代替実施しない。

### 3. 中止の決定

行事の中止は、実行委員会の提案により、行事委員長、会長、総務委員長が協議して決定する。決定した内容は、総務委員長から各理事・監事、事務局長に通知する。

気象災害の特別警報・警報等の確認は、行事開始時刻の 3 時間前までを目安に実行委員会が行う事を原則とする。

### 4. 行事の参加者への情報揭示

行事の中止・変更の参加者への周知については、広報委員会が学会ホームページおよび学会ニュースレター等により行う。揭示内容は、実行委員会または行事委員会が準備し、広報委員会に通知する。また行事への招待者に対する連絡は、実行委員会から個別に行う。

なお広報委員会は、行事開催地における状況把握と通信が困難な場合も想定して、あらかじめ実行委員会および行事委員会と協議し、可能な範囲で情報を発信できる手段を講じる。

行事に関する問い合わせ先電話等をあらかじめ設定できる場合、または使用施設が持つ情報揭示手段が利用できる場合は、実行委員会が手続きを行って利用する。

#### 5. 行事の参加費の扱い

開催初日以降での中止の場合、参加費は原則として返金しない。

巡検が事前に中止になった場合は、原則として参加費から諸費用を差し引いた金額を返却する。会場の予約料金等の扱いについては、使用施設のキャンセルポリシーに応じて、実行委員会、総務委員会、事務局で協議する。

#### 6. 予定された講演・ポスター発表の成果の取扱い

行事が予稿投稿後ないし発表前に中止になった場合の講演・ポスター発表の予稿を複製利用する場合は、講演・発表が中止になった旨を複製利用する予稿に記載するものとする。著者が予稿の取り下げを希望する場合、著者はその旨を行事委員会宛に申し出る。

行事が中止になった場合の成果の取扱い及び対応の受付窓口については、行事委員会から会員にその旨を周知する。

#### 7. 緊急時対応についての周知

災害発生等による行事の中止等についての緊急時対応指針については、行事開催の前に当該行事開催要領に示すと共に、HPやニュースレター等で公表する。

以上

総務委員会および行事委員会